

学資貸付金

親元から送金が遅れたときや、病気になったときおよび事故にあったとき等、急にお金が必要になった場合、次の内規によって学資金を借りることができます。

お茶の水女子大学学資金貸付制度内規

1. 申し込み資格

本学の学生であって、授業料の納入その他個人的生活上緊急に経済的援助を必要とするものに限る。

ただし、本貸付金利用で未返済額のある者は除く。

2. 申し込み手続き

学資金の貸与を受けようとする者は、所定の申込書に所要事項を記入し、学年担当の承認を得てから申し込むものとする。

3. 貸付金額

(1) 一般貸付

授業料及び寄宿料納入に関するものはその納入額を、その他の場合は申込者の事情を参酌して、それぞれ貸付金額を決める。この場合は70,000円を限度とする。

(2) 特別貸付

一般貸付の枠を超えた額の貸与を必要とする場合は、授業料の半期分を限度とする。

4. 返済期間

貸与の日から返済の日までの期間は1年以内とする。返済期限までに返済できない者は、あらかじめ学年担当の承認を受け返済期日の前日までに学生・キャリア支援課に延期を願い出るものとする。

ただし、卒業・修了する者は卒業・修了式の前日までに、休・退学者はその手続きをする日までに返済しなければならない。

5. 申し込み及び返済場所

申し込み及び返済に関する事務は学生・キャリア支援課で行う。

ただし、会計手続きは財務課が行う。

6. 申し込み、貸付及び返済取り扱い日時

申し込み日時	} 月～金 10:00～16:00
貸付日時	
返済日時	

7. 貸付利子 無利子とする。

8. 審議機関

学資金貸付に関する主要事項については、本学学生支援室において審議するものとする。

その他の貸付金等

後援会には、緊急及び非常時(地震・天災等)における貸付金の制度があります。学生・キャリア支援課に申し出てください。

学資貸付金に関するお問い合わせ

 学生・キャリア支援課
学生支援担当

 学生センター棟 2階

 03-5978-5146

 月～金 8:30～17:00

 gakusei@cc.ocha.ac.jp

 お茶の水女子大学
https://www.ocha.ac.jp/
トップ > 在学生 >
奨学金制度・授業料免除・授業料について
学資貸付金